

新型コロナウイルス、熱中症対策の強化を

命と健康が守られる職場を

ここ連日、新型コロナウイルスのデルタ株で感染者が急拡大しています。中でも東京の感染者は3千人、4千人を超える日があり、人の流れを抑制できなければ更に増えると専門家は指摘しています。また、今年の夏は例年と比べて暑い日が多くなると気象庁は発表しています。新型コロナウイルス対策に加えて熱中症対策が昨年以上に必要です。

職場でも危機感が

なくなっている

職場はどうかというところ、職場によっては二桁の感染者が出ています。感染者が出ると、消毒等それなりの対応はしますが、昨年4月のような危機感がありません。

以前は感染者が出ると業務は1日程度閉めていましたが、最近は1時間程度消毒して業務を再開しています。その消毒も事務室全体を行

っていません。また、事務室内の換気や消毒液を使った清掃も以前よりも頻度が落ちています。

窓口業務では

窓口にはお客様が多くきます。その顔ぶれは毎日違います。お客様は局が備えたボールペンを用途によって使いますが、同じ物で何時間も使い回しです。これは感染対策をとっているとはいえません。他の企業ではお客様がボールペンを使った度に消

毒等してはいますが、それが行われていません。

東京地本は

申し入れする

東京地本は7月26日、上記の例をあげて感染対策は危機感をもって対応していくよう求めました。職場でも感染対策に問題があれば当局に改善していくよう求めてきましょう。

声を上げていかなければ命も健康も守れません。

熱中症対策では

気象庁は熱中症対策として炎天下での労働は控えると共に、水分の補給を適度に行うよう言っています。

しかし、外務は炎天下での労働を避けられません。その対策として休息・休憩をとるよう徹底すること、そして、社員が休養等のために求める連続休暇は積極的に付与するべきです。

それらのことを強く求めておきます。

郵政20条裁判の日程

9月30日 郵政20条裁判集団訴訟
東京地裁510号法廷15時30分
集団訴訟は長崎で3月に4人が131万円
で和解、広島は7月に11名中7名が163万円の支払いで和解しています。

